



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部
平成23年6月10日(金) (第14報)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

- 第14報の紙面 -					
1	お知らせ【新規・更新】	1	6	教育に関する情報【新規】	7
2	生活・事業資金等について【新規】	2	7	消費に関する相談について【更新】	8
3	雇用に関する情報【新規】	4	◆	各種相談窓口のお知らせ	8
4	住宅に関する情報【更新】	4	◆	市町村問い合わせ先一覧(6月10日現在)	10
5	医療に関する情報	6			

1 お知らせ

(1) 『警戒区域一時立入り受付センター』の開設期間の延長について

県では、避難されている皆さまの警戒区域一時立入り希望を市町村に情報提供する『警戒区域一時立入り受付センター』を開設しておりますが、この度、開設期間を6月30日(木)まで延長します。

なお、受付時間は20:00までとなります。

◆ **0120-208-066** (フリーダイヤル)
【受付時間：8:00から20:00まで(毎日) 土日含む】

以下の主な項目について、事前に御確認いただいてから御連絡ください。

- ・ お名前 ・ 立入り希望者のお名前
- ・ 連絡先(避難所、携帯電話の番号など) ・ 御自宅の住所
- ・ 避難所、避難場所の名称、住所
- ・ 車の持ち出しの希望の有無 ※1 など

※ 実際の一時立入りの日時については、おって市町村から御連絡します。

※1 車の回収希望のみのお電話も受け付けております。

(2) 運転免許証などの有効期間の延長について

有効期間の末日が、平成23年3月11日(地震発生日)以降の方については、8月31日まで引き続き運転することができます。 (8月31日までに更新手続きをしてください。)

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても同様の措置がとられています。

【お問い合わせ先】

- 福島運転免許センター ☎024-591-4372
- または最寄りの警察署

(3) 食中毒に気をつけましょう。

気温が高くなってくると、食べ物が腐りやすく、食中毒が起きやすくなります。

【食中毒を防ぐために、調理・配布・食事で気をつけたい、5つのポイント】

- ①調理や配布、食事の前には、できるだけ石けんで手を洗う。
- ②調理をおこなう際、食材を火や熱湯で十分に加熱する。野菜などを生で食べる場合には、よく洗う。
- ③避難所などでは、出された食事はできるだけ早く食べ、残った場合でも、保管をしない。
- ④下痢、発熱、手指に傷がある方は、食品の調理や配布をおこなわない。
- ⑤調理をおこなう台所や食器などを、可能な限り清潔に保つ。

(4) 粉じんを吸い込まないように注意してください。

気温上昇にともない乾燥して細かい粒子となった土砂や、解体されたコンクリートや断熱材を用いた壁などの粉じんが大気中に舞うおそれがあります。これらの粉じんを吸い込まないように気をつけてください。

【粉じんから、あなたの身を守るために】

- 建物などの解体作業現場には、できるだけ近づかない。
- 粉じんが存在する場所に行く場合、がれきの撤去作業などをおこなう場合には「防じんマスク」を着用する。
- こまめに手洗いうがいをする。



2 生活・事業資金等について

(1) 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

◆ 窓口電話番号 ☎024-523-1501

○相談時間：8：30～21：00（毎日）

※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・ 原子力損害賠償制度の概要
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・ 賠償に係る今後の手続き など

(参考)東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

(2) 就職・生活支援の相談窓口について

県では、就職相談職業紹介による就職を支援するとともに、生活資金や住居確保の相談、公共職業訓練の情報提供などの生活支援を行っております。

また、看護職の就業に関する相談も行っております。

● 就職・生活相談

ふくしま就職応援センター

- ・ 白河窓口 ☎0248-27-0041
- ・ 会津若松窓口 ☎0242-27-8258
- ・ いわき窓口 ☎0246-25-7131

[利用時間（全窓口共通）10：00～19：00（日・祝日を除く）]

- **生活支援**
 ふくしま求職者総合支援センター
 - ・郡山窓口 ☎024-995-5057
 [利用時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)]
 - ・福島窓口 ☎024-525-2510
 [利用時間 10:00~18:30 (水・日・祝日を除く)]
- **県内企業への就職相談**
 ふるさと福島就職情報センター
 - ・福島窓口 (ジョブカフェふくしま) ☎024-525-0047
 [利用時間 10:00~19:00 (日・祝日を除く)]
 - ・東京窓口 (Fターセンタ―東京) ☎03-3545-6140
 [利用時間 10:00~18:00 (日・祝日、8/13~15を除く)]
- **看護職の就業に関する相談**
 - ・福島県ナースセンター ((社)福島県看護協会内) ☎024-934-0500
 [利用時間 8:30~16:30 (土・日・祝日を除く)]

(3) **労働者支援融資制度** (勤労者支援資金-災害復旧・医療資金) について
 災害により被害を受けた住居、家財の補修、買換えなど、災害復旧のために臨時応急的な資金をお貸しします。

- ◆貸付限度額 200万円
- ◆貸付利率 1.42% (別途保証料が必要です)
- ◆償還期間 7年 (据置期間1年)
- ◆対象者 県内に居住し、県内企業に勤務する方
 (その他金融機関、保証機関の定める基準を満たす方)

【お問い合わせ先】

- 東北労働金庫福島県本部・各支店 ☎0120-1919-62
- 福島県雇用労政課 (福島県中小企業労働相談所)
 ☎0120-610-145

(4) **雇用保険の失業等給付について**

- ◆対象者 災害により休業または一時的に離職を余儀なくされた方
 雇用保険に6ヶ月以上加入している方
 (雇用保険に加入しないで働いていた方はご相談ください。)
- ◆支給日数 90~330日間 (休業、一時離職の日の年齢、雇用保険の被保険者期間等により決定されます。)
- ◆支給日額 原則として、離職した日の直前の6ヶ月に毎月決まって支払われた賃金 (賞与等は除く) の合計を180で割って算出した金額のおよそ50~80% (基本手当には年齢区分ごとに上限があります。)

【お問い合わせ先】

- 各ハローワーク
- 福島労働局職業安定課 ☎024-529-5389

(5) 漁業経営対策特別資金

(東日本大震災漁業経営対策特別資金) について

今回の地震による津波、原発事故の影響により、被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通します。

- ◆貸付限度額 個人500万円以内、法人700万円以内
- ◆貸付利率 無利子
- ◆償還期間 10年以内(うち据置3年以内)
- ◆取扱金融機関 県信用漁業協同組合連合会

【お問い合わせ先】

- 福島県水産課 ☎024-521-7379

3 雇用に関する情報

〇がんばろう福島!“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

このたび、県内6方部ごとに担当する受託事業者が以下のとおり決定しました。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託事業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

今後、各事業者から順次求人していきますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせいただくことになります。

- 〈雇用対象者〉 被災された方、失業中の方
- 〈雇用期間・条件〉 業務内容による(フルタイム・パートの別あり)
- 〈業務内容例〉

- ・コミュニティ業務の補助(清掃等の環境整備)
- ・災害弱者などへの生活支援(通院介助、買い物代行支援)
- ・支援物資の整理・配布
- ・災害対策本部に関する補助業務 など

〈従事場所〉 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

〈募集方法〉

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報提供になりますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・ 県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス有限会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【事業に関するお問い合わせ先】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

4 住宅に関する情報

(1) 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

6月10日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- ◆相馬市 ☎0244-37-2178 ◆浪江町 ☎03-5638-5055
- ◆双葉町 ☎0480-73-6880 ◆西郷村 ☎0248-25-1117

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

(県内避難者) 024-521-7698、7867

【受付時間：(毎日) 8:30~17:15】

(県外避難者) 024-523-4157

(2) 福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用いたしました。

【対象世帯】

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし以下の①、②の双方をみたす世帯を優先とします。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯
- ② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

【住宅要件】

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く。）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

【借上げ住宅の変更契約】

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、以下の要件のいずれかに該当する場合は、変更契約が可能です。家賃等を変更する場合は、6月30日までに各市町村窓口にて手続きを行ってください。

- ① 入居者が5人以上（乳幼児を除く）の世帯で、家賃限度額の一部緩和に伴い、家賃等の設定を変更する場合
- ② 共益費、管理費、駐車場代等を入居者ご自身が負担している場合

【借上げ住宅の住替え】

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

【県の借上げ住宅となる以前の費用の負担（遡及適用）】

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等

月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、7月以降に入居日にさかのぼって県が負担いたします。なお、具体的な申請方法、窓口及び家賃等の範囲は後日お知らせします。

【申請等】

既に入居されている方を対象とした切り替え事務手続は、準備が整った市町村より開始いたします。契約書や家賃支払いに関する関係書類は保管しておいてください。

（3）生活家電6点セットの支援について

仮設住宅、民間借上げ住宅や公営住宅等の応急仮設住宅への入居者は、日本赤十字社から下記の家電6点セットの支援が受けられます。

①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット

受付は、住宅の入居にあたり窓口となった県、市町村へ問い合わせください。

《災害復興住宅融資について》

独立行政法人住宅金融支援機構では、地震、台風、豪雨などにより、被災された方へ被災住宅復旧のための建設資金、購入資金または補修資金の借入れの申込みを受け付けています。

また、同機構融資を返済中の方に対する返済金の払込みの猶予等についての相談も応じています。

【お問い合わせ先】

● 独立行政法人住宅金融支援機構 ☎0120-086-353 (災害専用ダイヤル)

【受付時間：9：00から17：00（土日含む）】

5 医療に関する情報

（1）医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

以下の方については、6月末まで一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

○ 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかの申し立てを行った方

- ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所から30km圏内の対象となっている方、又は計画的避難区域・緊急時避難準備区域の対象となっている方

※ 保険証を紛失等により提示できない場合は、氏名、生年月日、事業所名、住所、加入している医療保険、連絡先等を医療機関へ口頭で申し出てください。

罹災証明書等を提出する必要はありません。

※ 地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。

※ 上記に該当する方の窓口負担については、後日、改めて加入されている医療保険において、減免又は徴収の猶予が行われます。

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証（被保険者証）の提示が必要になります。

現在、震災に伴い被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名生年月日等を申し出ることにより保険診療を受けられる取扱となっていますが、平

成 23 年 7 月 1 日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。（紛失の場合再交付を受けてください。）

2. 医療機関等における一部負担金等が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で上記（1）に該当することを申し出ることにより、一部負担金等の支払が猶予されている方について、平成 23 年 7 月 1 日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、加入されている医療保険の保険者に免除証明書の交付を申請してください。

免除となる期間は、平成 24 年 2 月 29 日まで（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成 23 年 8 月 31 日までを予定）です。

※ ただし、以下の市町村国民健康保険に加入されている方、又は後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方については、被保険者証があれば免除証明書は不要となる予定です。

広野町、榑葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
※また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方は、免除証明書の提示が必要となるのは 8 月 1 日からとなり、7 月中は 6 月までと同様の取扱いとなる予定です。

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4 月 22 日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の窓口負担の免除は、6 月末日までに受けた診療等分までとなります。

3. 免除対象者の方で一部負担金等を支払われた方は、還付を受けることができます。

震災以降、これまでに支払猶予・免除の対象でありながら一部負担金等を支払われた方は、加入されている医療保険の保険者に領収書等を添えて申請すれば、還付を受けることができます。

申請の方法等は、下記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村又は各国民健康保険組合

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合

☎ 0 2 4 - 5 2 8 - 9 0 2 5

福島県国民健康保険課

☎ 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 0 3

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部

☎ 0 2 4 - 5 2 3 - 3 9 1 6

これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者が勤務先の事業所にお問い合わせください。

6 教育に関する情報

（1）高校等奨学資金貸付金（福島県奨学資金緊急採用）について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

◆貸与月額

国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円

私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

◆貸与期間 採用年度における 1 年間

◆利 子 無利子

◆保 証 人 連帯保証人 1 名（保護者）

◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

- 在学している学校 または
- 福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

(2) 被災児童生徒等就学支援事業について

① 概要

東日本大震災により被災、または、原子力災害により避難している、幼児の幼稚園の入園料・保育料を軽減する市町村事業、及び児童生徒が小中学校での就学に必要な学用品費等を支給する市町村事業に対して県が補助します。

② 事業実施主体 市町村

③ 事業の内容

ア 幼稚園（幼稚園就園奨励事業）

〈対象者〉震災により被災し、経済的理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児

〈対象経費〉保育料、入園料

イ 小・中学校（就学援助事業）

〈対象者〉震災により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒

〈対象費目〉学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等

④ 手続きに関して

- ・罹災証明、被災証明等及び聞き取りにより各市町村が被災状況を確認します。
- ・この制度は、各都道府県で実施予定であり、避難先の県外市町村において補助を受けることが可能です。
- ・子どもさんが通っている幼稚園、小・中学校をとおして、市町村教育委員会に申し込んでください。

【お問い合わせ先】

- 各幼稚園、小・中学校または、お住まいの各市町村教育委員会
- 福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

7 消費等に関する相談について

◆ 震災に便乗した「悪質商法」「詐欺」などに注意

震災に関連して、家屋の修理などにかこつけて高額な金額を請求する『悪徳商法』や、義援金や募金と称して特定の口座に振り込ませようとする『詐欺』と思われる相談が寄せられております。

あやしい電話や訪問があったときは、その場で応じず、すぐに「県消費生活センター」や「国民生活センター 震災に関する悪質商法110番」、「警察」に相談、通報してください。

【お問い合わせ先】

- 福島県消費生活センター
☎024-521-0999 [相談時間 8:30~17:15 (平日)]
- 国民生活センター 『震災に関連する悪質商法110番』
☎0120-214-888 (福島県・宮城県・岩手県・茨城県民専用)
[相談時間 10:00~16:00 (毎日)]

放射線相談Q&Aシリーズ(6)

【問】子ども(特に乳幼児)は半袖で外にいても影響ないのでしょうか。長袖の方が防ぐ効果があったりするのですか。

(答) 夏に半袖で外出されても差し支えありません。外出時に肌の露出を控えるという話は、放射性物質の含まれるほこりが皮膚に付着して、傷口などから体内に取り込まれる量を少しでも下げるという意味で、放射性物質濃度の高めのところ特に気にされる場合は心がけられるとよいのではないかと思います。ほこりや雨などが皮膚に付着してもただちに体内には取りこまれません。水洗いすれば落ちます。

小さいお子様で気をつけていただくのは、食品などから放射性物質を体内に取り込んでしまうことだと思います。現状で、水道水や市場に流通している農水産物は問題なく飲食していただけます。また、1回2回気づかず食べてしまった、ということでも手遅れということはありませんので、過度に神経質になる必要はありません。(守ります!福島—政府原子力被災者生活支援チームQ&Aより抜粋)

◇ 放射線に関する問い合わせ窓口 ☎024-521-8127

【受付時間：8時30分～21時(毎日)】

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連(10時～15時：平日) 県弁護士会(14時～16時：平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ(県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援(東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉施設に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
認知症に関する相談(症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター(10時～16時：平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談(自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(土日含む)
公害(水・大気・土壌)に関する相談	024-521-7256	水・大気環境課

応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日8時~17時)
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30~20:00)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-521-4157	福島県災害対策本部
行方不明者・警察安全相談	024-522-2151	福島県警察本部(8:30~17:15)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時~17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課 【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】

市町村問い合わせ先一覧

(6月10日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		塙町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村	0244-42-1611【平日昼間のみ】 0244-42-1626【24時間対応】		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	会津管内
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
会津美里町		0242-55-1122	南会津管内	下郷町	
県中管内	郡山市	024-924-7111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。	檜枝岐村	0241-75-2311
	須賀川市	0248-75-1111		只見町	0241-82-5050
	田村市	0247-81-2111		南会津町	0241-62-6100
	鏡石町	0248-62-2111		広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)
	天栄村	0248-82-2111		榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)
	石川町	0247-26-2111		富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
	玉川村	0247-57-3101		川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
	平田村	0247-55-3111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
	浅川町	0247-36-4121		双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
	古殿町	0247-53-3111		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)
三春町	0247-62-2111	葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		
小野町	0247-72-2111				